

江戸幕臣文壇と荷田在満

久保田，啓一
広島大学大学院人間社会科学研究科：教授

<https://doi.org/10.15017/4776831>

出版情報：語文研究. 130/131, pp.226-237, 2021-06-02. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：



江戸幕臣文壇と荷田在満

はじめに

近世の歌論としては最も著名な部類に入る「国歌八論」の著者荷田在満は、それに先立つ「大嘗会便蒙」の出版による受難の当事者という数奇な運命に見舞われたことも相俟って、かなりの注目を浴び^(注1)続けてきた存在である。「国歌八論」には中村幸彦氏・藤平春男氏の注釈が、^(注2)「大嘗会便蒙」に纏わる経緯には羽倉敬尚氏の考証が^(注3)備わり、近年も神道・有職故実・和歌・出版など様々な視点からの研究が^(注4)積み重ねられるなど、途切れることなく研究対象として取り上げられ続けている。後世忘れ去られることなく存在を認められているという点では、まことに幸福な人物といえよう。

久保田 啓 一

ただし、これまでの諸論では、在満の学問や和歌観を著述に即して説明することが希求され、在満個人の活動を意味づけることに専ら力が注がれて、その線に沿って多くの業績が生み出されたが、在満を同時代の他者と比較検討し、享保から延享にかけての江戸文壇の中に在満を相対的に位置づけるような観点は、必ずしも十分に共有されてきたわけではなかったように思う。具体的な例を挙げるとすれば、「国歌八論」巻末に宗武からの要請に^(注5)応じて執筆したことを在満が「応友人需」と記したのは周知の事実だが、將軍吉宗の血を引く宗武を「友人」と称することが当時の常識に照らして如何に常軌を逸した行為であるか、同時代の幕臣文化圏の内実を多少とも調査してきた眼には何とも異様に映る。その違和感が拭えないからこそ、聊かの説明を求めて、これまで在満に対して

まとまった論考を物することもなかったにも拘らず本稿執筆を思い立った次第である。一度在満を近世中期の幕臣文化圏の一員として客観的に評価してみてはどうか。その作業を通じて、「大嘗会便蒙」から「国歌八論」に至る在満の事績の背景を少しでも窺うことができればと思う。

一

在満を客観的に捉えるにはどのような調査が求められるのか。まず、在満自身の著述ではなく、彼の立場を公的に見定める資料の検討が求められる。たとえば、「大嘗会便蒙御咎顚末」^(注6)は、「大嘗会便蒙」に関する在満の覚書として圧倒的な情報量を有し、この一件を詳細に辿ることのできる稀有な資料なのだが、事実と感情が混淆する本書の記載をそのまま利用しているうちに、我々は何時しか在満の論理に掬取られてしまう。在満の立場を冷静に見極めるには、在満が仕えた田安德川家（以下、田安家）の公式記録『田藩事実』のような事実在即した記録でなければ用をなさない。あるいは、在満の著述の中から、第三者の目を保証できる資料を選ぶかである。

特に『田藩事実』は、国文学研究資料館田藩文庫の蔵書と

して一般の閲覧に供せられるという画期的な状況が実現した。早く土岐善麿氏『田安宗武』^(注7)に引用され、在満の履歴に関する重要な指摘がなされていたにも拘らず、何故か留意されること少なく、辛うじて渡辺守邦氏が「文人荷田在満——田安宗武との論争に即して——」^(注8)で土岐氏の記述を補訂する形で改めて『田藩事実』に言及したのが、ほとんど唯一の例ではなからうか。そのように土岐氏の指摘が重視されてこなかった一番の理由は、『田藩事実』の閲覧が困難な状況が長く続いたことにある。そして、これは土岐氏には申し訳ないことながら、土岐氏の指摘に重大な誤りがあったことも間違いなく関わっているように。

たとえば、『田安宗武』第二冊「三 研究の方法」において、土岐氏は、

荷田在満が田安家に出仕することになったのも、田安家創立の前後といつていい享保十六年閏五月七日のことです。『田藩事実』には次ぎのやうに誌されてゐる。

として、『田藩事実』の「同月（享保十六年閏五月）七日」条を引用する（同書四四頁）。ところが、享保十六年（一七三二）に閏五月はない。国文学研究資料館で八七冊本（ただし第七七冊は欠けて八六冊存）の『田藩事実』（請求番号 一五一三〇）を見みると、当該項は享保十七年（一七三二）

から十九年（一七三四）までの事績を記録した卷之三に含まれることが分かり、享保十六年ではなく十七年が正しいことが確かめられる（いうまでもなく、享保十七年には閏五月が存在する）。この土岐氏の不用意かつ致命的な誤認がせつかくの指摘の信憑性を著しく損なったのは残念であった（のちに第四冊巻末の正誤表「田安宗武第二冊補訂」で訂正される）。さらに、『田藩事実』の在満関連記事を引用しながら内容の検討は行われず、

致仕の後もなほ貞観儀式に関する用命に對して、在満が、
どういふ態度をとつたか、それらのことに就ても、『田藩
事実』の誌すところは極めて興味ある資料であつて、且
つ在満の性情なども、頗る明確に推察されるのである。

（四四頁）

と述べられるばかりである。土岐氏がどのように在満という人物を見ていたか、今となつては知る由もなく、土岐氏の省筆を憾むほかはない。

渡辺氏は徳川宗賢氏から『田藩事実』の閲覧を許され、原本確認の上、土岐氏の誤りを確認して、その結果を注8所掲論文の〈追記〉に示したが、これを追認する形で『田藩事実』の記事を本格的に検討する論考は現われなかった。それだけ『田藩事実』の閲覧が困難であつたことを物語る。

以上の土岐・渡辺両氏の業績を踏まえ、『田藩事実』その他の資料を用いて、在満という人物の理解を深めつつ、享保・延享期の江戸という時と場に在満を置いて観察を行うことから始めたい。

二

『田藩事実』（一五一―一三〇）

○卷之三 享保十七年閏五月七日条（二一四四）

同月（閏五月）七日、木村佐左衛門・羽倉藤之進、田安小十人格に被召出候（佐左衛門は劍術仕候。紀州西脇勘左衛門門人。藤之進は和学仕候。羽倉齋宮門人^{（注9）}）。

中村氏が「享保末か元文初の頃、田安家の小十人組にめされ、江戸に定住し、好学の田安宗武の眷顧を受けた。」^{（注10）}と推定し、羽倉氏が「在満が田安家に初めて仕えた年次、これを私は享保十七年と推定する。」^{（注11）}としながら月日の特定には至らなかった召し出しが実は閏五月七日であつたことを田安家が公的に認めた記録である。

『田藩事実』卷之二の享保十五年（一七三〇）十一月二十一日条に、

二丸え公方様被為成、御守兩人御前え被為召、右衛門督

様御前御人少に付、御淋敷様に被思召候、何に而も御慰に成候物申上候様との御事、上意有之。

とあるように、身近に仕える家臣が少なくて宗武が淋しい思いをしていると父の吉宗は心配していたらしい。文事に関しては、新井白石の門人である土肥源四郎元成（号新川・霞洲）が漢学の読書の相手を務めていたが、和学についても適当な指導役を付ける必要を吉宗は感じていたのであろう。その直接のきっかけとなったのは、享保十七年四月に江戸城中吹上庭で吉宗が開催した曲水宴だったのではないか。『田藩事実』卷之三の四月七日条に、

同月（四月）七日、御本丸御庭におゐて曲水之御宴有之、御近習番土肥源四郎、御用に付罷出、公方様より海氣島被下之。

とある通り、土肥は曲水宴に参加して詩を詠じた。しかし、この催しで詩歌を詠んだ者のうち田安家関係者は土肥一人、あと刑部卿一橋宗尹に仕える医師林牛斎が辛うじて座を占める他は、成島道筑信遍、巨勢大和守利啓、田沼主殿頭意行、小堀土佐守政方、大島雲平以興など、吉宗側近の好学の幕臣ばかりであった。^{（注12）}特に、成島・巨勢・田沼・小堀・大島らがいずれも吉宗の命で冷泉家に入門し、江戸冷泉門の中心的地位を固めつつあることは、土肥を通じて宗武にも伝わったは

ずである。吉宗が曲水宴という古式の復興を通して文化面の発信力を強化する様を見て、宗武も自ら学ぶ意欲を高めたであらうことは容易に想像できる。土肥が担う漢学と対をなすように和学者採用を模索した結果が在満の任用につながったと見てよいのではないか。

なお、在満はあくまでも「小十人格」として召し出されたのであって、田安家の小十人組の武士として禄を食む立場にはなかったことには留意する必要がある。

○卷之三 享保十七年十一月二十日条（二一四四）

十一月二十日、羽倉藤之進、京都妻子引取候に付、御暇願之儀申出ル。右に付、大島雲平申聞候は、御本丸御用、右序に為相達可申候間、半年或は一年も掛り可申旨、内意申聞候。同廿四日、藤之進京都え之御暇願之通被下之。まず、土岐氏の引用では「右序に為相可達申」とあるところ、原本では「右序に為相達可申」となっている。「御本丸御用」を京都に帰るついでにやらせようとの趣意だから、土岐氏の引用では意味をなさない（これも第四冊巻末の正誤表で訂正）。

在満は田安家に召し出されて漸く江戸での安定した生活に目処が立ったと判断したらしく、京から妻子を呼び寄せよう

と「御暇願」を提出し、認められた。御小納戸の大島雲平に興から伝えられた「御本丸御用」、即ち吉宗が在満に期待する業務とは、次に掲げる「有徳院殿御実紀附録」巻十に見える、

上方の社寺の古典籍調査であつたと思しい。

また岩橋七郎某、並河五一郎永崇、羽倉藤之進在満、茶屋宗有某、仁木省二充長、榊原源八某などは、もとより処士の身なれば、常に京奈良の辺を経歴して、石清水、鞍馬、加茂、吉野等の諸寺諸社の旧蔵どもを、たづねいだしてまいらせたり。〔新訂増補国史大系 徳川実紀〕

第九篇二四一頁

在満のような、上方の人脈を豊富に有し古典籍に造詣の深い人物は、吉宗の文化統御に資するところ甚だ大きい存在として映ったはずである。ちなみに、在満とともに名前の並ぶ仁木充長は、在満以上に自由の利く江戸住の処士で、江戸冷泉派最古参の門人として尽力している。^(注13)在満が冷泉派の和歌に関心を寄せた形跡はなく、充長や成島信通とは、役割において、いわば棲み分けがなされていたと見てもよいのかもしれない。

三

○卷之五 元文三年（一七三八）十月二十六日条（二一四五）

同月（十月）二十六日、羽倉藤之進儀、御本丸御用に而京都へ被遣候に付、明後廿八日致出立候様、於御本丸新部屋、御側衆申渡之。尤拝領物有之。

この年十一月に行われる大嘗会の拝見のため、十月二十八日に出立するように御側衆から指示を受けた旨の文面である。

この前後の動向は「大嘗会使蒙御咎顛末」に詳述され、羽倉氏を始め諸氏が時間の経過に沿って経緯を辿っている^(注14)ので、ここで繰り返すことはしないが、八月二日と十月十八日頃に大島から呼び出されて大嘗会拝見のための上京を指示されたこと、十月二十六日に明後日の出発を伝えたのが御側衆の加納遠江守久通・小笠原石見守政登であったことなどを、本項の関連情報として提示しておきたい。

この日の御側衆との対面の後、在満は折しも江戸に滞在中の荷田信名に子細を伝え、信名は「在江戸日記」中に「在満秀才之面目不可過之、親族拳而恐悦歡躍仕也」^(注15)と記して手放して喜んだが、いうまでもなく大役を請け負った在満の昂揚ぶりを目の当たりにしての感慨であつたろう。馴染みのない

江戸に肩を寄せ合って暮らしてきた一族の喜びようが行間に滲み出ている。翌元文四年（一七三九）十一月二十二日には岡部三四（賀茂真淵）が来訪して「大嘗会便蒙」の版下書きに協力し、十二月二十一日には在満宅で「家内挙而便蒙書仕立に内掛居」^{（注16）}たりと、信名の目に映る在満一家とその周囲の張り切った様子は微笑ましいほどである。

大嘗会拝見に関わる業務は、あくまでも「御本丸御用」であり、吉宗の意向を伝えるのは大島・加納といった側近達の任務である。すでに享保末頃から在満は『儀式』の研究に従事し、元文元年（一七三六）には岡村良通（林笠翁）が『儀式徴』の一覧を願う相手として成島信通とともに在満を選ん^{（注17）}でいるなど、彼が古式・古典籍の研究者として幕府の中枢からも認められていたのは確かである。大嘗会拝見は田安家に仕える者としての業務ではないから、『田藩事実』の記述は素っ気ないほどに簡略だったが、むしろ吉宗直々の指名を受けての任務遂行は殊更に晴れがましかったはずである。それだけに「大嘗会便蒙」による御咎めは本意の極みであったに違いない。

四

○卷之六 延享元年（一七四四）七月十八日条

同月（七月）十八日、附札に而左近将監相渡候書付

高百俵五人扶持 田安小十人格 羽倉藤之進 子三十

九歳

右藤之進儀、先年従御本丸御用被仰付、享保十七子年、田安小十人格御抱入罷成、御用被仰付候処、去亥十一月、足痛歩行難仕、久々引込罷在、当月八ヶ月に罷成候。色々養生仕候得共、早速本復可仕躰無御座候。依之御切米御扶持方差上申度旨奉願候段、御物頭御目付兼役之者申出候に付、遂吟味候処、相違無御座候。右之通奉伺候。以上。

子七月

加藤甲斐守

建部民部少輔

御附札

痛所有之候得共、在宅に而之御用は何分にも可相勤由之旨、被申聞候。御本丸御用も有之者之儀候間、唯今迄之通其儘御切米御扶持方被下候様可被致候。

元文五年（一七四〇）の「大嘗会便蒙」による御咎め、寛

保二年（一七四二）の「国歌八論」呈上のいずれも関わりないかのように、『田藩事実』の在満関連記事は延享元年の在満の処遇に纏わる件に一挙に飛ぶ。田安家の守役加藤甲斐守納泰と建部民部少輔^{（注18）}広充による「子七月」付の伺いと、七月十八日付で老中松平左近将監乗邑が提示した「御附札」が語る、在満の置かれた状況は次のようであった。

先年、將軍吉宗から御用を命ぜられ、享保十七年に田安家に小十人格で仕えることとなり、御用を務めたが、寛保三年（一七四三）十一月に足を痛めて歩行困難となり、八ヶ月もの間引き籠っていた。色々と養生したが、回復の見込みはない。これにより、御切米御扶持を返上したい旨、在満の意思を受けて物頭・目付兼役の者が申し出たので、吟味をした結果、相違ないことが判明した。以上を加藤・建部の連名で報告し、指示を請う。これに対し松平乗邑は、傷むところがあるにしても在宅勤務で対応できるだろうし、「御本丸御用」もある身なので、今まで通り切米も扶持も下されてよろしいのではと答えた。

ここで気になるのは、同じ頃に、御書物奉行深見新兵衛に對し、在満が「弘仁式」という書物の鑑定結果を詳しく述べたという事実が存することである。『幕府書物方日記』の延享元年七月十日条に次のようにある。

先日申談候弘仁式之儀、偽書に而候段、羽倉東之進委細申聞候間、持主え返シ申候。右に付、東之進弁偽之訳書付候一冊、其外始末之儀一袋にいたし、右号に入置候間、追々御一見可被成候。^{（注19）}

この文面からは、在満が御書物方で深見と面会し、「弘仁式」が偽書である旨を縷々述べ立てた結果、深見は当該書を持ち主に返却したと読み取れる。あくまでも持ち主に返したのがこの日であり、在満が深見と面談したのも同日だったかどうかは厳密には分からないけれども、八ヶ月もの間足の痛みに耐えかねて致仕しようとする身が、紅葉山の御文庫まで出向いて学術上の知見を述べられるだろうかとの思いを禁じ得ない。体調不良を理由に任務を怠るのは江戸時代には普遍的に見られる光景である。在満の意図するところも同様だったのではないかと想像するのは、在満に失礼だろうか。もしそれが在満の真意であったとすれば、そのきつかけとなる出来事を想定しなければならぬ。田安家に仕えて幕府の御用をも務めることに嫌気がさしていたのかもしれない在満の心境に寄り添う必要を感じる。

翌延享二年（一七四五）になると、在満は徐々に平静を保てなくなっていくたようである。次に掲げる七月二十一日の言動は、將軍吉宗の退隱を間近に控えた奥勤めの面々を困惑

させるに十分であつたのではないか。

○卷之七 延享二年七月二十一日条（二一四五）^{（注20）}

同月（七月）二十一日、小堀土佐守、民部少輔へ申聞候。

此度羽倉藤之進え貞觀儀式御用被仰付候処、藤之進申聞候は、此間は痛所快方に罷在候、気分も快御座候間、御用之儀、何分奉畏候得共、右清書仕差上候儀、一分に而は出来兼候段、申上候に付、右門弟、大御番之悴〔宮重千之助〕相手に可仕候、此段大御番頭え申渡候由、并御書物拜借被仰付候、大事等之節は近所町火消欠附候様、町奉行え申渡置候由御座候。且又藤之進も、思召等も不宜者之儀を土佐守推挙仕、御用被仰付候様に、此御方様思召之程、迷惑仕候。尤藤之進かたくな成者之段は言上仕置候得共、当時和学仕候者無御座候。依之上より御用被仰付候儀に御座候。土佐守取持候筋には無御座候段、御序に此御方様入御聴申度旨、土佐守申聞候。

同日藤之進より此御方御目付え届書

昨朝御届申上候通、昨夕小堀土佐守殿宅え駕籠に而罷越候処、御本丸御用之儀、一昨日申上候通に而被仰付候に付、御請申上候。考手伝并筆者、宮重千之助え番頭水谷出羽守殿を以被仰付候筈、御書物拜借、出火之節町火消

欠付、町奉行衆より被申渡候筈に御座候。其外は一昨日申上候通故、不申上候。此度之御用之儀に付、私面談之儀は先づは昨日に而相済可申候。此上は書通又は悴被召候儀に候。若難叶儀に而私被召候儀も可有之候。其節は尤御届可申上候。以上。

七月廿一日

小堀は小性として吉宗の側近くに仕え、大島とともに吉宗と在満の連絡役を担っていた。その小堀が田安家の守役建部民部少輔に伝えた内容は凡そ次のようなことである。この度在満に貞觀儀式に関する御用を吉宗公が仰せ付けられたが、在満は、「最近は足の痛みも快方に向かい、気分もよくなっている。仰せ付けられた貞觀儀式に関する業務は、申し訳ないことながら一人では清書はできない」という。さらに、門弟の宮重千之助の助けを借りて行いたい旨を申し立て、貴重な『貞觀儀式』を借りる以上は火事の際は町火消が駆け付けるようにしてほしいとの要求をするので、その通りにした。好ましくない人物を小堀が吉宗公に推挙して本丸の業務を任せたと宗武公が思っておられることを、在満も苦にしている。もっとも、在満が頑なな性格であることは申し上げておいたが、今、和学をやっている者は他にいない。よって吉宗公から御用を仰せ付けられた次第である。小堀が仲介したわけではな

いことをついでに宗武公に申し上げたいと、小堀はいった。

続いて在満が田安家の目付に出した届書があり、宮重に業務を手伝わせること、いざという時のために町火消の出動を町奉行から指示されるはずのこと、さらに指示を受ける際は書面で行うか「悴」宛にしてほしいこと、それが難しければ自分が呼び出されることもあり得ることなどを確認する内容となっている。

宮重千之助信義は大番組の信武の嫡男で、翌延享三年（一七四六）三月二十八日に『貞観儀式』編集に従事した褒美として白銀十枚を賜ることとなる。^{（※2）}次に掲げる条を見れば、在満・長次郎父子と同日の褒賞であったことがわかる。

○卷之八 延享三年三月二十八日条（二一四五）

同月（三月）二十八日、能登守相渡候御書付

金拾両

羽倉藤之進

去年七月被仰付候貞観儀式考并頭書等出来差上候に付、

為御褒美被下之。

金三両

藤之進悴

羽倉長次郎

右、御書物相認候に付、為御褒美被下之。

右之通可被申渡候。

在満の要求通りに宮重を加えて業務が進められたことが判

明するので、在満と小堀の遣り取りは実際に行われたと考えてよい。門弟の宮重を助手にしたいとの要求は、作業効率からいってもまずは妥当といつてよからう。しかし、『貞観儀式』を焼失させることのないように町火消の出動を求めたり、自ら直接交渉の場に臨むことを忌避するのは、どう考えてもまともな要求とはいえない。在満は万一の焼失の責任を負わされることを病的なまでに排除しようとした。一種の被害妄想にとらわれていると見ざるを得ない。

ここに至って、宗武も、吉宗との仲介を担う小堀も、在満の「かたくな」な性格にほとほと手を焼いていることが明瞭に窺える。小堀の口にする、自分が仲介した訳ではないとの愚痴は、膠着状態となった在満との関係を如何ともしがたい状況のもとに漏らされたものだった。そして、小堀が云いたいのは、こういう状況をもたらしたのは自分の責任ではないということである。そこには、「御本丸御用」の伝達を主に担った大島の責任であるとの思いが見えてくる。

大島が吉宗からの指示を在満に伝える重要な役目を負っていたのはこれまで見た通りである。また、「大嘗会便蒙」出版の件について、当該書の献呈を受けたにも拘らずそれを否定する手紙を送付して来たことなどが「大嘗会便蒙御咎願末」に詳細に記録されるのを見ると、在満の目には、大島が在満

を庇うことをせず、責任逃れに終始していると映ったのは確かであろう。信頼する幕府高官がいざとなると責任逃れのために言を左右し、最終的には在満の手続きの不備を指弾する側に回る様を見て、在満の心のどこかが壊れたのではなからうか。

五

延享三年五月十六日、在満は田安家を辞した。

○卷之八 延享三年五月十六日条(二一四五)

同月(五月)十六日、羽倉藤之進儀、願之通御暇被下之。右御暇之儀、先達而加納遠江守御守え申聞候は、藤之進西丸より御用被仰付候処、色々不取メリ之儀共申出、不埒成事共に付、其趣大御所様入御聞、此御方様御暇被下候様にとの御事に而、御暇被仰付候。

ここにいう「西丸」は前年退隠した吉宗の居所、「大御所様」は吉宗を指す。吉宗からの「御用」は『貞観儀式』のことで、在満の申し立ては「不取メリ之儀」「不埒成事」とされ、吉宗の耳にも入って、宗武に在満の「御暇」を命じさせたといい。吉宗も宗武も、何かと面倒を起こすを在満をこれ以

上手元に置くことに耐えられなくなったということであろう。

谷垣守が在満に「官家論」を除く「国歌八論」の謄写を許され奥書を記したのは七月十九日であり、八月一日には「官家論」を写し終えている。^(注22) 在満は、田安家との縁を切ったと考え、己の学問的立場を堅持する以上、宗武への敬意など必要ないと垣守に語ったのであろう。自己の学問に強烈な自負を持つ在満の発言としては当たり前かもしれないが、田安家を追い出されたと思えていたであろう在満の、一種の捨て鉢な強がりのように思えてならない。確たる身分の保証のない学者が公的な場で活躍するためには、在満にとっての大島・小堀のような上司との良好な関係を築くことが何よりも大切であるのに、在満にはその点で配慮に欠けるところが多々あったようだ。たとえば、先に述べた処士の仁木充長が御蔵奉行高井真政と十分な人間関係を有し、冷泉家の典籍調査に便宜を図ってもらえたと推測される^(注23)のとは、あまりにも対照的である。

「大嘗会便蒙」の一件で在満の大島に対する不信感は極まったと思われる。その大島が冷泉家に和歌を学ぶ幕臣歌人であったから、在満の中で大島個人への恨みが吉宗側近の形成する幕臣文壇への反感として拡大一般化されていったのではないか。

おわりに

もし、在満の内面が以上のように捉えられずとして、「国歌八論」の読みはどうなされるべきだろうか。少なくとも、純粹に歌論史上の成果として、あるいは和学者在満の学術上の問題意識の反映として読み評価するだけでは不十分といえるのではないか。在満という人物は、享保から延享へと続いた吉宗政権の文化政策や多彩な幕臣文壇の人々と無縁では決していない。常に同時代の状況と関わらせながら、「国歌八論」に込められた在満の思いを汲み上げる作業が求められよう。

本稿では「大嘗会便蒙」から「国歌八論」に至る在満の人物像をどう見るかに終始した。いずれ別稿で「国歌八論」の自分なりの読みを改めて模索したい。

注

注1 中村幸彦氏校注『日本古典文学大系 近世文学論集』（岩波書店、一九六六年）所収「国歌八論」。

注2 藤平春男氏他校注・訳『日本古典文学全集 歌論集』（小学館、一九七五年）所収「国歌八論」。なお、『新編日本古典文学全集 歌論集』が二〇〇二年に刊行される。

注3 羽倉敬尚氏「荷田在満の著『大嘗会便蒙』に因る奇禍」（鈴木

淳氏編『近世学芸論考——羽倉敬尚論文集——』（明治書院、一九九二年六月）所収。初出は『朱』一六、一九七四年一月）。

注4 古相正美氏「荷田在満『大嘗会便蒙』御咎め一件」（『神道宗教』一四〇・一四一号、一九九〇年十月）、下村徹氏「荷田在満論——その有職故実研究と歌論とを貫流する思想基盤について——」（『藝林』四五巻二号、一九九六年五月）、茂木貞純氏「大嘗祭再興史と祭祀研究」（『国学院雑誌』一〇七巻一号、二〇〇六年十一月）、城崎陽子氏「国学と国歌——『国歌八論』論争の時空——」（田尻祐一郎氏他『東海大学文学部叢書 文学研究の思想 儒学、神道そして国学』、東海大学出版部、二〇一四年五月）、山本秀樹氏「江戸時代前期の江戸における町奉行所出版許可制の存在について——荷田在満の『大嘗会便蒙』による奇禍を通じて——」（『岡山大学文学部紀要』六四号、二〇一五年十二月）などが主なものである。

注5 注1所掲書の「解説」参照。

注6 官幣大社稻荷神社編纂『荷田全集』第七巻（吉川弘文館、一九三一年十二月）所収。

注7 日本評論社から、第一冊は一九四二年四月、第二冊は一九四三年五月、第三冊は一九四五年三月、第四冊は一九四六年八月に刊行された。

注8 『国文学言語と文芸』五一号、一九六七年三月。

注9 以下、資料の引用に際しては、漢字は通行の字体に統一し、「二」「ハ」などを「に」「は」に改め、適宜句読点・濁点を付し、割書は（ ）に入れ、私に加える注は（ ）の中に入れるなどの処置を施した。また、当該項が土岐氏『田安宗武』に引用される場合は、冊数と頁数を（二一四四）のように示す。

注10 注1所掲書一一頁。

注 11 注 3 所掲書一八四頁。

注 12 この折の曲水宴については、拙稿「成島信遍年譜稿(六)」——

享保十四年(二十年)——(『広島大学文学部紀要』五六巻特輯号一、一九九六年十二月)において考証を加えている。ご参照頂きたい。

注 13 拙稿「風客仁木充長——出生より享保十年まで」浅田徹他編『和歌史の中世から近世へ』(花鳥社、二〇二〇年十一月)所収、同「風客仁木充長(二)——享保六年項追補——」(『国文学攷』二四七号、二〇二〇年九月)参照。

注 14 注 3 の羽倉氏稿、注 4 の古相氏稿、茂木氏稿などに述べられる。

注 15 注 6 所掲書「凡例」所引。二頁。

注 16 注 15 に同じ。三頁。

注 17 松野陽一氏「林笠翁伝考」(『東北大学教養部紀要』四五号、一九八六年十二月。同氏『東都武家雅文壇考』(臨川書店、二〇一二年)に収録)、拙稿「成島信遍年譜稿(八)」(『広島大学大学院文学研究科論集』六五巻、二〇〇五年十二月)、同「成島信遍年譜稿(十)」(『広島大学大学院文学研究科論集』六八巻、二〇〇八年十二月)参照。

注 18 加藤については「寛政重修諸家譜」巻七七五(『新訂寛政重修諸家譜』第十三、二四頁)、建部については「寛政重修諸家譜」巻四〇四(『新訂寛政重修諸家譜』第七、七九頁)参照。

注 19 東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 幕府書物方日記』十八(東京大学出版会、一九八八年)八〇頁。

注 20 第二冊四五頁では「延享三年」とするが、第四冊の正誤表で「延享二年」に修正する。

注 21 「寛政重修諸家譜」巻一〇六〇(『新訂寛政重修諸家譜』第十六、三〇三頁)。

注 22 注 5 に同じ。

注 23 注 13 に同じ。

「付記」本稿は、二〇二一(令和三)年度科学研究費補助金基盤研究(C)「成島信遍研究——幕臣文人の事績を通して見る近世中期江戸文壇の特徴——」による研究成果の一部である。

(くばた けいいち・広島大学大学院人間社会科学研究科教授)